

自動車運転代行業の遵守事項について

事業主の皆さまが自動車運転代行業を営んでいくにあたりまして、以下の事項を遵守してください。

これらの遵守事項は全て、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」等において義務付けられているものです。

1 認定関係手続き（法第8条、9条）

認定を受けた内容に変更が生じたり、認定証を返納する場合は、所定の変更届出等を行わなければならない。

2 名義貸しの禁止（法第10条）

自己の名義をもって他人に自動車運転代行業を営ませてはならない。

3 安全運転管理者等（法第19条第1項）

安全運転管理者等を選任しなければならない。

4 認定証、料金表、約款の掲示等（法第6条、第11条、13条）

約款及び料金を定めるとともに、営業所に約款、料金表、認定証を掲示しなければならない。

5 帳簿等の備付け（法第20条）

以下の帳簿等を営業所に備え付けなければならない。

- ア 乗務記録
- イ 運転代行業務従事者名簿
- ウ 運転代行従事者指導実施記録簿
- エ 苦情処理簿
- オ 誓約書

6 随伴用自動車等の表示（法第16・17条）

代行運転自動車及び随伴用自動車に所定の表示をしなければならない。

詳細は別紙「随伴用自動車の表示等」を参照。

7 損害賠償措置を講ずべき義務（法第12条）

顧客車（代行運転自動車）の運行により生じた利用者等の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じなければならない。

8 運転代行業務の従事制限（法第14条）

欠格事由（法3条第1号～第4号）に該当する者を運転代行業務（代行運転自動車

又は随伴用自動車を運転する業務)に従事させてはならない。

9 第二種運転免許の義務付け(道路交通法第86条第5項・第6項)

普通第二種運転免許を有しない者に、顧客車(代行運転自動車)を運転させてはならない。

10 代行運転役務の提供の条件の説明(法第15条)

利用者には、原則、書面交付と口頭で、次の内容を説明しなければならない。

ア 自動車運転代行業者の氏名又は名称及び運転代行業務従事者の氏名

イ 料金表

ウ 料金の概算見積額

エ 自動車運転代行業約款の概要

オ 随伴用自動車を利用者の運送の用に供すること(タクシー類似行為)はできないこと

ウの料金の概算見積額は、口頭のみで行うことができる。

利用者からの了解がある場合は、口頭のみで行うことができる。

11 タクシー類似行為の禁止(道路運送法第4条 他)

飲食店(A)から駐車場(B)まで、随伴用自動車を用いて利用者を輸送する(いわゆるA B間輸送)など、顧客を随伴用自動車に乗車させて目的地まで搬送する行為を行ってはならない。タクシー事業を無許可で行う違法行為となる。

12 利用者の利益の保護に関する指導(法第18条)

従業員に利用者の利益の保護に関する下記の事項を指導しなければならない。

ア 料金の收受方法

イ 自動車運転代行業約款の内容

ウ 代行運転役務の提供の条件の説明方法

エ 随伴用自動車の表示等に関する事項

オ 自動車運転代行業がタクシー事業と異なること 等

13 報告及び立入検査(法第21条)

公安委員会及び国土交通大臣(熊本県知事)から業務に関する報告や資料の提出、立入検査等を求められた場合は、期限までに虚偽のない報告等を行なわなければならない。

報告等に応じない場合は行政処分の対象となります。

定期的に二種免許の取得状況、稼働状況等についての調査を行いますので、期限を厳守し回答して下さい。

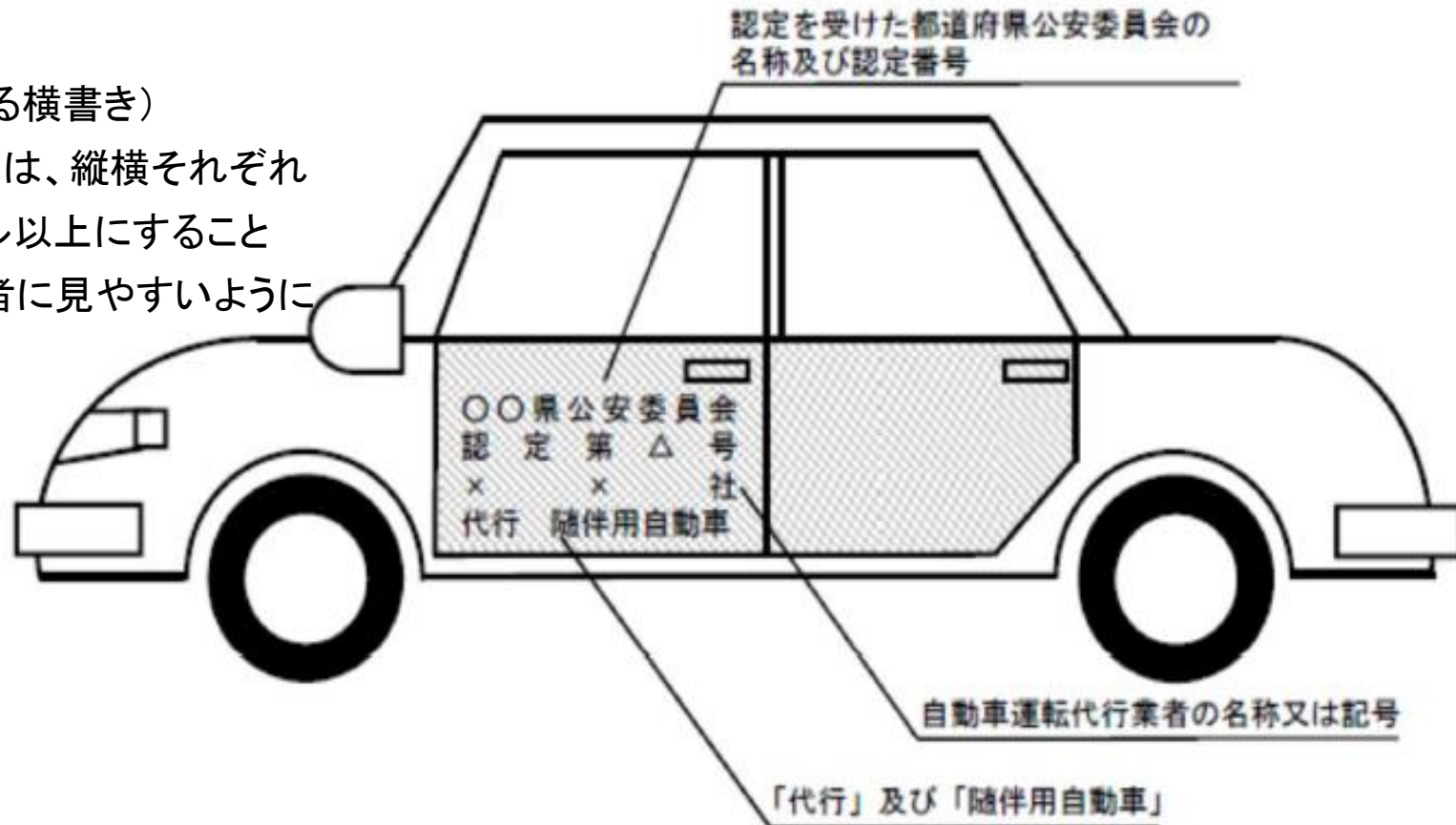
随伴用自動車の表示等

◆随伴用自動車は、車体の両側面に以下のとおり表示すること。

・マグネット不可

(ペンキ等による横書き)

- ・各文字の大きさは、縦横それぞれ5センチメートル以上にすること
- ・公衆及び利用者に見やすいように表示すること



※表示箇所は斜線の範囲内とする。